



第13期全国人民代表大会第3回会議が開催

2020年5月22～28日まで、中国北京市の人民大会堂にて、第13期全国人民代表大会(以下、全人代)第3回会議が例年より2ヵ月半遅れで開催され、開幕日には、李克強首相が政府活動報告を行った。新型コロナウイルスの影響で経済の先行きが見通せない中、2020年の経済成長目標を設定しなかった。また報告では、2020年の社会消費品小売総額、全社会固定資産投資額、貿易総額についても、具体的な数値目標の設定がされなかった。

具体的な数値として、都市部の新規雇用を900万人以上、都市部の失業率を6%前後、消費者物価指数(CPI)の年間上昇率目標を3.5%前後に設定した。

財政では、2020年の財政赤字の対GDP比を3.6%以上とし、財政赤字の規模は2019年比で1兆元増に設定した。また新型コロナウイルスなど緊急時の感染症対策措置として、特別国債を1兆元発行するほか、政府は節約を徹底するとした。

企業支援策では、増値税率・企業養老保険料率の引き下げなどを継続し、新たに総額5,000億元を軽減する。また、中小・零細企業の3保険(養老・失業・労災)における企業負担分の免除や、小規模納税者の増値税免除をはじめ、本来2020年6月に適用期限終了となる全ての減税政策を年末まで延長し、小・零細・自営業者の所得税納付を来年末まで猶予するとした。これらの効果で、企業の年間負担軽減額は2兆5千億元以上になる見込みという。

金融では、預金準備率と金利の引き下げを行い、中小・零細企業における融資の元金と利息支払い猶予を2021年3月末まで延長し、銀行が小企業・零細企業向けの信用貸付、初回融資、元金据え置きの方



融資を大幅に増やすよう奨励するとした。

インフラ投資では、2020年の地方特別債を2019年より1兆6,000億元増となる3兆7,500億元に設定するとし、対外開放では、外資参入を制限する分野を定めた「ネガティブリスト」の項目を大幅に減らし、自由貿易試験区に対し、より大きな権限を付与するとした。

政府の重点活動任務としては、以下の6点を挙げた。①マクロ政策の実施に注力し、企業の安定化と雇用の保障に努める。②改革によって市場主体の活力を引き出し、発展の新たな原動力を高める。③内需拡大戦略を実施し、経済発展方式の転換加速を推進する。④貧困脱却堅塁攻略の目標を実現させ、農業の豊作及び農民の収入増を促進する。⑤よりハイレベルの対外開放を推進し、貿易・外資の基盤を安定させる。⑥民生の保障と改善を軸とし、社会事業の改革・発展を推進する。

2020年は、重要活動任務の筆頭に「企業の安定化と雇用の保障」が上がった。コロナで疲弊した企業を救済するべく、政府は減税や金融緩和など分厚い支援策を打ち出すことで、いち早く経済の回復を目指す。

目次

第13期全国人民代表大会第3回会議が開催	1
【会務報告】2020年度 第一回理事会を開催	2
【会務報告】第7回 定時会員総会を開催	3
一般社団法人 東海日中貿易センター役員名簿	3
山東省煙台市蓬萊	4
中国企業信用調査のご案内	5

【寄稿】新型コロナウイルス流行時における労務管理についての留意点	6
【寄稿】2019年度個人所得税確定申告の概要	11
楊州デスクNEWS	16
滄州デスクNEWS	17
西安デスクNEWS	18
青島デスクNEWS	18
中国短信	19
中国経済データ	20

2020年度 第一回理事会を開催

6月3日(水)、名古屋商工会議所ビル会議室Dにて、当センターの2020年度第一回理事会を開催した。

前回理事会と同様に、新型コロナウイルス感染拡大の防止に伴い、マスクの着用、間隔をあけた配席、時間短縮のほか、協議員からは松尾隆徳・協議員長(東洋電機(株)取締役相談役)と天野源之・副協議員長(天野エンザイム(株)代表取締役社長)の2名と理事9名、監事2名が出席し、少人数での開催となった。

大野専務理事兼事務局長が司会進行を行い、本理事会は理事会運営規則第7条に規定する定足数を満たし、成立していることを報告した。時間短縮を図る為、会長挨拶の省略、ポイントを絞った説明により、小澤会長が議長を務め、大野専務理事兼事務局長が議案説明並びに報告事項1について報告し、議案について異議なく承認された。



事、鈴木三重県知事、川勝静岡県知事、山本名古屋商工会議所会頭は再任、(一社)中部経済連合会の豊田会長の後任として新会長の水野明久氏が候補者として承認された。

第1号及び2号議案の内容は、定時会員総会の報告及び議案として提案することとなった。

□第1号議案

2019年度事業報告及び計算書類等の承認

予定していた事業の中で、新型コロナウイルスの影響により、2月・3月の事業が影響を受け、第28次中国自動車視察団は派遣を暫時延期、中国実務セミナーも開催を延期し、その他共催、後援などの事業が中止となった。また、往訪活動を自粛し、来訪相談の対応はメール及び電話に切り替えを行うなどの影響が出た。

計算書類等について説明を行い、承認された。

□第2号議案

役員、顧問候補案の承認

今年は役員の改選期となるが、現行13名の理事については、全員が再任として候補者として承認された。2名の監事については、川村監事は再任、深町監事の後任として、徳岡重信氏(株)中京銀行代表取締役会長)が候補者として承認された。現行6名の顧問については、大村愛知県知事、古田岐阜県知

□第3号議案

協議員の一部変更について

トヨタ紡織(株)取締役の鈴木輝男氏の後任として、同社取締役副社長の伊藤嘉浩氏が承認された。

続いて、報告事項1. 代表理事・業務執行理事の職務執行状況について、4月・5月の状況は、新型コロナウイルスの影響により、中国との人的交流、セミナー事業、訪中視察などに重大な影響が出ている旨の報告がなされた。

また、中部国際空港の国際線は全面運行停止が続いており、中国への業務渡航については、ビザの取得にも時間を要するが、フライトの手配が非常にタイトであり、業務上中国への渡航が必須の場合は、要注意であると現状報告があった。

続いて、6月22日に開催を予定している定時会員総会については、極力議決権を行使していただく旨を案内状に記載し、少人数での開催を図ること、例年総会後に開催している会員懇親会を中止する旨が報告された。

第7回 定時会員総会を開催

6月22日(月)11時より、名古屋市内のホテルにて一般社団法人東海日中貿易センター 2020年度(第7回)定時会員総会を開催した。

開催にあたり、司会者より本総会は、新型コロナウイルスの影響により、当日の出席者が15社となったが、欠席者からは議決権行使書が提出されており、定款第20条の規定による正会員の議決権の過半数に達し、本総会が成立していることが報告された。

初めに、報告事項1. 2019年度事業報告、報告事項2. 2020年度事業計画及び収支予算について、大野大介専務理事兼事務局長より報告があり、続いて決議事項の第1号議案 2019年度計算書類の件、第2号議案 理事選任の件、第3号議案 監事選任の件、第4号議案 顧問承認の件について、同様に説明並びに提案が行われた。

◇第1号議案 2019年度計算書類の件

計算書類とは、貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び附属明細書のことで、審議の結果、異議なく承認された。

◇第2号議案 理事選任の件

改選期に際し、現任13名の全理事が重任となる旨の説明があり、審議の結果、異議なく承認された。

◇第3号議案 監事選任の件

川村晃司監事(株三晃社代表取締役社長)は重任、深町正和監事(株中京銀行特別顧問)の後任として、徳岡重信氏(株中京銀行代表取締役会長)の説明があり、審議の結果、異議なく承認された。

◇第4号議案 顧問承認の件

現任6名の顧問のうち、1名が交代となり、新任顧問として、(一社)中部経済連合会の水野明久会長の説明があり、審議の結果、異議なく承認された。



一般社団法人東海日中貿易センター役員名簿 (敬称略)

会 長	小澤 哲	豊田通商(株) シニアエグゼクティブアドバイザー (※代表理事)	〃	尾堂 真一	日本特殊陶業(株) 代表取締役会長
副会長	岡谷 篤一	岡谷銅機(株) 代表取締役社長	〃	白井 定広	(株)デンソー 取締役副社長
〃	豊島 半七	豊島(株) 代表取締役社長	専務理事	大野 大介	事務局長を兼務 (※業務執行理事)
〃	小川 謙	日本トランスシティ(株) 代表取締役会長	※以上、理事		
〃	藤森 利雄	名港海運(株) 代表取締役副会長	監 事	川村 晃司	(株三晃社) 代表取締役社長
〃	高橋 明彦	鈴与(株) 取締役副社長	〃	徳岡 重信	(株中京銀行) 代表取締役会長(新任)
〃	嶋尾 正	大同特殊鋼(株) 代表取締役会長	顧 問	大村 秀章	愛知県知事
〃	小笠原 剛	(株三菱UFJ銀行) 顧問	〃	古田 肇	岐阜県知事
〃	長谷川泰之	ブラザー工業(株) 執行役員	〃	鈴木 英敬	三重県知事
〃	佐野 尚	イビデン(株) 経営企画本部 副本部長、同財務部長	〃	川勝 平太	静岡県知事
			〃	水野 明久	(一社)中部経済連合会 会長(新任)
			〃	山本 亜土	名古屋商工会議所 会頭

山東省煙台市蓬萊

～躍進するワインの都市～



蓬萊と日本の関係

山東省煙台市に位置する県級市である「蓬萊」は昔、登州と呼ばれ、登州港は中国四大古港の一つとして、隋唐時代から日本との交流を緊密に行ってきた。中国で初の統一王朝による派遣となった訪日使節団は、登州から日本へ渡り、日本の「遣隋使」も登州から上陸して長安に到着した。

今、蓬萊と日本の交通はもっと便利になり、煙台蓬萊国際空港からすでに東京、名古屋、大阪、静岡、福岡までの直行便が開通され、週14便の運行がされている。蓬萊と日本との経済貿易交流も盛んになり、日本は蓬萊の重要な貿易相手国と投資先国になり、蓬萊の対日輸出入総額は継続して増えている。



【煙台市蓬萊と周囲の位置関係】

ワインの産地として有名

蓬萊は世界で葡萄栽培の黄金緯度線と認められた北緯37度に位置し、醸造用葡萄の栽培における「3S」(Sunshine太陽光、Sand砂利、Sea海)法則を満たし、フランスボルドーのメドック、イタリアのトスカナ州、カリフォルニア州のナパバレー、南アフリカのケープタウン、オーストラリアのパロッサ・バレー、チリのカサブランカ・バレーと共に、世界七大葡萄海岸と呼ばれている。フランスのシャトー・ラフィット・ロートシルト、瓏岱ワイナリー、イギリスのスコットランドワイナリー、君頂、国賓、文成など国内外の有名なワイナリーが進

出し、中国海岸ワインの特色を代表・リードし、国際的に有名な海岸ワイン産地となっている。



【蓬萊のワイナリー】

観光都市、蓬萊

蓬萊は観光業が発達している。中国の歴史文化名城(歴史的・文化的に価値の高い都市)として、蓬萊閣、三仙山など40箇所以上の観光スポットがある。うち、5 A級(中華人民共和国国家観光局が定める各地の観光地の等級で最高ランク)の観光スポットが2箇所、4 A級が3箇所あり、年間の観光客数は1,125万人に上った。

蓬萊の産業特色と優位性

蓬萊は機械製造業の基盤が整っており、山東省において船舶工業が集中する6大地域の1つであり、市内の船舶海洋設備及び裾野企業が78社ある。現在、中国の北方地域において重要な造船、海洋設備、風力発電設備基地の構築に取り組んでいる。

蓬萊の自動車産業は40年の歴史を持ち、現在、山東自動車蓬萊会社、蓬翔自動車など完成車の製造企業が4社、部品製造企業が80社あり、軽トラック5万台とカスタムカー2万台の生産能力を持つ。

蓬萊市北溝化工新材料産業園区は、敷地面積が5.29平方キロメートルで、生産、科学研究、サービス、物流、インフォメーションマーケットを統合した総合園区として構築が進められている。

蓬萊の産業基盤を合わせて、日本の優位性がある関連産業に対して、以下の分野で日本企業と協力する計画である。

1. 科学技術革新分野

科学技術協力専用経費を設立し、蓬萊が日本と展開する科学技術革新プロジェクトを支援する。5GのICV産業園地の建設を推進し、インターネットプラットフォーム、ソフトウェア開発、AI、ビッグデータを代表に“四新”経済プロジェクトを導入する計画である。

2. ヘルスケア産業

蓬萊は良好な自然環境、豊富な物産資源、歴史ある輝かしい文化、盛んに発展している全域観光と完備された医療システムを拠り所とし、積極的にヘルスケア・介護産業を建設している。重点的にスマートケア、ヘルスケア補助用具、健康診断センター、医療美容センター、看護トレーニング学校などの分野で企業誘致を展開している。

3. 効率的な農業

農業設備の製造、食品の高付加価値加工と食品検査、海産物の栽培と養殖、果樹苗木の栽培などの分野で積極的に日本企業と協力を展開する。

4. 文化観光産業

蓬萊は独自の自然資源と観光産業の基盤を拠り所とし、文化観光産業の融合発展を積極的に推進してい

る。西海岸文化新区を拠点に、大型文化観光総合開発プロジェクトを重点的に導入する計画である。



【大型文化観光総合開発プロジェクトの完成予想図】

5. ハイエンド化学工業産業

蓬萊の化学工業を基盤とし、感熱材料、燃料及び中間体、ハイエンド化学助剤、ハイエンド化学原料を中核とし、新材料の産業チェーンを伸ばして、国内で一流の化学材料研究開発製造基地を建設している。重点的に日本の化学工業企業向けに、化学工業新材料、電化学工業材料などのプロジェクトを誘致している。

蓬萊は大きな歴史的発展チャンスを迎えている。将来、更に広大な発展スペースを保有している。私達は心から多くの日本企業家による蓬萊への現地調査、投資起業を歓迎します。

(執筆：煙台市駐日本経済合作センター

首席代表 陳才坤)

中国企業信用調査のご案内

一般社団法人東海日中貿易センターでは1994年4月より中国の専門機関とタイアップし、中国企業信用調査を行っております。中国企業信用調査は、既存・新規の取引先、競合他社のベンチマーク、合併パートナー候補などに対する調査です。中国全土に及び情報ルートにより、貴社のご要望にお応えできるよう中国企業をあらゆる角度から調査し、調査報告書（日本語）をお届けします。

調査タイプ

①総合信用調査：

企業概要、登記情報（過去の変更記録を含む）、株主構成、董事構成、組織構成、従業員構成、保有建物・設備、仕入・販売状況（品目、決済方法を含む）、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、通常2年分）、経営分析、取引銀行、沿革、企業・業界の現状と見通し、信用評価

②ビジネス信用調査：

総合信用調査の簡易版で、財務諸表もレポートの記載対象に含まれます。

③財務諸表調査：

登記情報、株主構成、財務諸表（貸借対照表、損益計算書）。

調査料金 (消費税別)

		所要期間	会員企業	非会員企業
総合信用調査	普通	25日	80,000円	110,000円
	至急	15日	110,000円	140,000円
ビジネス信用調査	普通	20日	40,000円	60,000円
	至急	10日	60,000円	90,000円
財務諸表調査	—	5日	30,000円	45,000円

【お問い合わせ・お申込み】 一般社団法人 東海日中貿易センター 業務グループ

TEL:052-219-4820 FAX:052-219-4823

URL <https://www.tokai-center.or.jp> E-mail:gyoumu@tokai-center.or.jp

新型コロナウイルス流行時における 労務管理についての留意点

上海市華鑫法律事務所 弁護士 高秀智、高華鑫

2020年年初から中国各地において新型コロナウイルスが蔓延している。新型コロナウイルスの流行を有効的に抑えるため、中国各地政府は交通規制、自宅隔離、企業始業延期等様々な緊急措置を採ってきた。また、新型コロナウイルスは全世界各地において広く蔓延しており、全世界の経済及び貿易、中国の外商投資企業に巨大な影響を与えている。このような特殊な状況において、どのように労務管理を行うのか、特に状況が異なる従業員に対する給与の支払い、労働関係の存続等は多くの日系外商投資企業が関心を寄せる問題である。

本稿では新型コロナウイルスの蔓延下における外商投資企業の労務管理に関する主要な留意点について解説する。注意いただきたいのは、中国各地における政策は異なるものであり、本文では主に北京、上海、広州等の主要都市における政策を例にとって解説を行う。各地区における具体的な政策は企業所在地の政府機関へ確認する必要がある、本文は参考に供するのみである。

1. 企業始業延期期間は従業員へどのように給与を支払うのか。

新型コロナウイルスの蔓延を抑えるため、中国国務院弁公庁は2020年1月27日に「2020年春節休暇延長の通知について」（国弁発明電(2020)1号）を發布し、本来2020年1月24日から1月30日までの春節休暇を、2月2日まで延長すると決定した。その後、各省、市政府は始業延期の規定と通知を發布し、ほとんどの省、市において2月10日からの始業とすると決定した。

この場合、始業延期期間（1月31日から現地政府の企業再開前日まで）は、正常に休暇を取得している従業員に対して労働契約の約定に基づき通常の給与を支払う以外に、この期間勤務した従業員がいる場合（注：通常は在宅で電話やインターネット

等の方式において仕事をしているか、特殊な企業において既に勤務再開している場合を指す）、どのように従業員へ給与を支払うかという問題がある。

このような場合、二段階に分けて計算する必要があると考える。

（1）第一段階は国務院が規定した春節休暇が延長された3日間（1月31日、2月1日、2月2日）で、国務院弁公庁が發布した「2020年春節休暇延長に関する通知」に基づく、上記3日については、企業が従業員に対して勤務を要求し振替休日を手配できない場合、日給または時給の200%を給与として支払わなければならない。

（2）第二段階は2月3日から現地政府が規定した始業再開日の前日までである。これは現地政府の関連通知及び政策に基づき確定されるため、具体的には現地所在地政府所轄官庁へ確認する必要がある。ここでは北京、上海、広州等2月10日までに始業再開した省、市を例として、以下図の通り紹介する¹。

地区	2月3日～2月7日の給与	2月8日～2月9日の給与
北京市	通常時の給与	通常時の200%の給与
上海市	通常時の給与	通常時の200%の給与
広州市	通常時の給与	通常時の200%の給与

2. 柔軟な従業員の出勤と安全保護措置について

各地政府規定の勤務開始日以降、大多数の企業は登記等手続きを経て正常に勤務再開を行った。このような企業に対して、勤務再開後の労務管理について以下のような注意点がある。

（1）企業に対して柔軟な出勤体系を採択することを奨励している。業務上可能である場合、政府は企業に対して電話やインターネット等を活用したテレワークを推奨したり、時差出勤、フレックスタイム制等柔軟な勤務方法を採用するよう推奨している。このような勤務方法が難しい企業の場合、従業員と相談し有給休暇や企業の福利性休暇

¹ 北京市人力資源と社会保障局、上海市人力資源と社会保障局、広州市人力資源と社会保障局、蘇州市人力資源と社会保障局の公式HPからの情報に基づく。

等を優先的に消化することもできる。従業員に対して在宅での勤務を指示した場合、通常の勤務基準に基づき給与を支払う必要がある。

(2)従業員の移動歴及び健康管理を重視する。企業は従業員に対して新型コロナウイルスの感染が蔓延している国や地区に行ったことがあるのか、陽性患者または陽性の可能性がある患者と接触したことがあるか等を確認し、同時に従業員本人に対して企業での勤務中発熱や咳など症状があるか重視しなければならない。その他に、企業は「中華人民共和国伝染病防止法」(2013年6月29日修訂後施行)及び「突発公共衛生事件応急条例」(国務院令第376号、2003年5月9日公布施行)の関連規定に基づき、所轄官庁の伝染病調査、防止措置に積極的に協力しなければならない。

(3)安全保護措置を十分に行う。従業員を出勤させる企業は、十分な安全保護措置を行い、マスク等必要保護物資を提供し、換気に気をつけ、食堂や洗面所等公共場所に対して消毒し清潔を保たなければならない。

3. 企業の操業停止、従業員自宅待機時の給与支払いについて

新型コロナウイルス蔓延期においては交通規制、人員規制等が実施され、また世界中において新型コロナウイルスは各企業各業界へ大きな影響を与えており、多くの企業は直ちには通常通り操業できず、従業員は自宅待機する必要があった。この場合、企業はどのような基準に基づき給与を支払うべきか。

この点について、国家人力資源社会保障部弁公庁が2020年1月24日に発布した「新型コロナウイルス感染性肺炎蔓延期防止期間における労働関係妥当処理のための問題についての通知」(人社庁明電(2020)5号、以下「5号文献」という)第2条の規定では「……企業の操業停止期間、第1回目の給与支払い周期内である場合、企業は労働契約既定の基準に基づき従業員へ給与を支払う。1回目の給与支払い周期を超えた場合、従業員が正常な労働を提供した場合、企業が従業員へ支払う給与は現地最低給与基準を下回ってはならない。従業員が正常な労働を提供していない場合、企業は生活費を支払い、生活費は各省、自治

区、直轄市規定の弁法に基づく²」とされている。

各省市は上記規定を基礎として、各省市の具体的な給与支払い条例等法規政策に基づき上記「1つ目の給与支払い周期を超えた場合の給与または生活費の支払い」について詳細な規定を行った。以下に具体例を挙げる。

- ①北京市は「北京市給与支払い規定」(2007年1月23日修正施行)第27条規定に基づき、企業の操業停止が1つ目の給与支払い周期を超えた場合、従業員の労働提供状況に基づき双方が約定した新たな給与基準に基づき給与を支払うことができるが、本市最低給与基準を下回ってはならない。企業が従業員を勤務させていない場合、支払う生活費は北京市最低給与基準の70%を下回ってはならないとしている。
- ②広東省は「広東省給与支払い条例」(2005年5月1日から施行)第39条の規定に基づき、企業が操業停止している期間、1回目の給与支払い周期を超える場合、従業員の労働提供状況に基づき双方が約定した新たな給与基準に基づき給与を支払うことができる(現地最低給与基準を下回ってはならない)。企業が従業員を勤務させていない場合、現地最低給与基準の80%を下回らない生活費を支払わなければならない。生活費は企業の操業再開または労働関係を解除するまで支払うとしている。
- ③上海市は「上海市企業給与支払い弁法」(2016年8月1日から施行)第12条規定に基づき、企業が操業停止している期間、1回目の給与支払い周期を超える場合、従業員が提供する労働に基づき、双方は新たな給与支払い基準を協議にて約定することができるが、上海市最低給与基準を下回ってはならないとしている。
- ④江蘇省は「江蘇省給与支払い条例」(2010年11月1日から施行)第31条に基づき、企業が操業停止期間、1回目の給与支払い周期を超える場合、従業員の労働提供状況に基づき双方が約定した新たな給与基準に基づき給与を支払うことができる(現地最低給与基準を下回ってはならない)。従業員へ勤務を手配していない場合、現地最低給与基準の80%を下

² 本規定の法的根拠は「給与支払暫定規定」(労部発(1994)489号、1994年12月6日発布、1995年1月1日から施行)第12条の規定:労働者に起因しない原因により企業が操業停止、生産停止となった場合、1回目の給与支払い周期内である場合、雇用企業は労働契約既定の基準に基づき労働者へ給与を支払う。1回目の給与支払い周期を超えた場合、労働者が正常な労働を提供した場合、労働者へ支払う労働報酬は現地最低給与基準を下回ってはならない。労働者が正常な労働を提供していない場合、国家関連規定に基づく。」

回らない生活費を支払うとしている。

⑤遼寧省は「遼寧省給与支払い規定」(2006年10月1日から施行)第35条規定に基づき、企業の操業停止期間が1回目の給与支払い周期を超える場合、従業員が提供した労働に基づき双方が約定した新たな給与基準に基づき給与を支払うことができる。従業員が正常な労働を提供した場合、支払う給与は現地最低給与基準を下回ってはならないとしている。

ご留意いただきたいのは、国家人力資源社会保障部が2020年2月7日に発布した「新型コロナウイルス肺炎感染防止期間労働関係の安定維持と企業操業再開に対する支持に関する意見」(人社部発(2020)8号、以下「8号文献」という)の関連規定では、感染防止の影響を受け操業再開を延期または職場復帰延期期間、各種休暇を消化したがなお正常な労働を提供できないまたはその他正常な労働を提供できない個別の従業員に対して、上述操業停止期間給与支払いに関する関連規定に基づき施行すると規定されている。

4. 企業は経営上の困難を理由として給与を減額できるのか

新型コロナウイルス蔓延という特殊な状況において、多数の企業は業務量が大幅に減少したが、経営コストはかかり続けるという状況で、多くの企業は従業員に対してテレワークを実施されており、業務効率が落ちている企業もある。多くの企業では従業員が労働を行っていたとしても、新型コロナウイルス蔓延を理由として、または経営上の困難を理由として支払う給与を減額できるのか。

この点について、上述「5号文献」第2条の規定では「企業が新型コロナウイルスの影響を受け生産経営が困難となった場合、従業員と協議し給与調整、シフト調整、勤務時間の短縮等方法を採り職場の安定に努めることができるが、できるだけリストラは行わないまたは行ったとしても少人数で抑える」とされている。

このことから、企業が新型ウイルスの影響で経営が困難になった場合、企業が従業員と給与支払いの問題について説明、協議を行うことができ、従業員の同意を得て給与支払いを減額することができるが、企業が一方的、強制的に給与の減額を通知することはできない。同時に、新型ウイルスの影響で企業経営が困難に陥り、給与支払い能力

がなくなった場合、上海等一部省、市政府が公表した政策では、企業が労働組合や従業員代表と協議を行い、給与支払いを延期することもできる。

5. 従業員が隔離治療または隔離観察された場合、及びその他隔離措置を取られた際の給与支払い問題について

この点について、上述「5号文献」第1条の規定では、従業員が新型コロナウイルスに感染、感染の疑いや濃厚接触者となり隔離治療期間または隔離観察期間である場合、及び政府要求の隔離措置により正常な労働を行うことができないその他従業員に対して、企業は正常な労働報酬を支払わなければならないとされている。

同時に、「8号文献」の関連規定では、隔離期間終了後、なお勤務できず治療を行う必要がある従業員について、病気休暇とみなし医療期間の関連規定に基づき病気休暇給与を支払い、医療期間を計算する。

6. 従業員が隔離治療または隔離観察する場合、及びその他隔離措置を取られた際の労働関係の処理について

今回の新型コロナウイルスの隔離期間は比較的に長いため、従業員の隔離期間に労働契約満了または解除しなければならない状況が発生した場合、どのように処理するべきか。

(1) 上述「5号文献」第1条の規定では、従業員が新型コロナウイルスに感染、感染の疑いや濃厚接触者となり隔離治療期間または隔離観察期間である場合、及び政府要求の隔離措置により正常な労働を行うことができないその他従業員に対して、労働契約が満了した場合、それぞれ従業員の医療期間満了、医学観察期間満了、隔離期間満了または政府の緊急措置終了まで延長されるとされている。

(2) 上述隔離治療または隔離観察及びその他隔離措置中の従業員に対して、企業は「労働契約法」第40条(注：無過失性解雇、以下3つの状況を含む。①従業員が病を患い、または労災ではない負傷を負い医療期間満了後従来の業務に従事することができず別途手配した業務も行うことができない場合。②従業員が業務を務めることができず、研修または配置転換後なお当該業務を務めることができない場合。③契約締結時の根拠とした客観

的状況に重大な変化が生じ、労働契約を履行することができなくなったが、双方が労働契約の変更について合意した意見に達することができない場合)及び第41条(注：経済的リストラ)を理由として労働契約を解除することはできない。

(3) 上述「5号文献」は「労働契約法」第39条規定の従業員に過失がある場合で企業が解除する場合(注：たとえば企業が、隔離従業員が贈収賄を行っていたことが発覚した場合等)をどのように処理するかについては規定していないが、各省、市政府は新型コロナウイルス蔓延期間の安定的な労働関係を要求していることから、隔離等措置を採られている従業員に対しての処分は暫定的に保留するのが良いと考える。

上述のような状況以外にご留意いただきたいのは、「最高人民法院の新型コロナウイルスに関連する民事案件に関する妥当な審理に関する若干問題についての指導意見(一)」(法発[2020]12号、2020年4月16日公布)の第4点意見では、企業が、従業員が新型コロナウイルス肺炎に感染した、感染の疑い、無症状感染者である、隔離されたまたは感染状況がひどい地区から来たことのみを理由として労働契約解除を主張することは、人民法院は支持しないとされている。

7. 従業員の勤務復帰後新型コロナウイルスに感染した場合、労災と認定されるのか。

従業員の勤務再開後、職場復帰し新型コロナウイルスに感染した場合、労災と認定されるのかについて、「労災保険条例」、「勤務履行時に新型コロナウイルスに感染した医療及び関連業務従事者の補償問題に対する通知」(人社部簡(2020)11号)に基づく、医療従事者が勤務履行時に新型コロナウイルスに感染した、または感染防止のボランティアが業務支援時に新型コロナウイルスに感染した場合、労災と認定される。

他業種の従業員が新型コロナウイルスに感染した場合に上述規定を参照して労災と認定できるのかについて、現在明確な規定と政策は存在しない。そのため、個別案件の実情に基づき、労災の認定条件、即ち勤務時間、勤務場所、業務内容が原因で感染したのか等要素を総合的に判断しなければならない。例えばテレワークを行っている従業員が、買い物に

出かけた際に感染してしまった場合等、このような場合は労災と認定することは難しい。

8. 企業が新型コロナウイルスの影響を受け経営が困難となった場合、リストラを行うことはできるのか。

新型コロナウイルス蔓延防止期間、新型コロナウイルスの影響を受け経営が困難となった企業は少なくなく、この場合リストラを実施することができるのか、非常に関心が高まっている。

この点について、「5号文献」第2条の規定では、企業が新型コロナウイルスの影響を受け生産経営が困難となった場合、従業員と協議を行い給与の調整、シフト調整、勤務時間の短縮等による方法で職場の安定に努め、できるだけリストラを実施しないまたはリストラを行ったとしても少人数に抑えなければならないとされている。

そのため、現在中国の国家政策では企業がリストラを実施することは推奨していないが、企業経営が非常に困難となり、経営を続けていることが難しい場合、大規模リストラを実施することを完全に禁止はしていない。

企業がこの期間リストラを行う場合、以下の点に特に留意しなければならない。

(1) できるだけ事前に現地労働行政官庁と相談し、報告、登記を行う。

このような特殊な時期において、各地政府は企業が一方的に労働契約解除を行うことについて、非常に敏感になっており、リストラには特に注意を払っている。

そのため正式にリストラ案を実施する前に、企業が現地労働行政所轄官庁へ事前に連絡、報告を行い、労働行政官庁の許可が得られるようにするのが良いと考える。このような方法はリストラを実施する過程において労働行政所轄官庁から問題を提起されることを減少させると共に、リストラの過程において企業と従業員との間で問題が生じた場合、労働行政所轄官庁の助けを借りて調整を行うこともできる。

(2) 隔離治療中または隔離観察中及びその他隔離措置が採られている従業員に対してはリストラを行うことはできない。

前記6. において記載の通り、上述「5号文献」

の規定では、従業員が新型コロナウイルス陽性、陽性の疑い、濃厚接触者と判断されて隔離治療期間、隔離観察期間、及び政府の隔離措置により通常の勤務を行うことができない従業員に対しては、企業はリストラを実施することはできない。

(3) 企業のリストラは「労働契約法」及び各省、市地方の経済的リストラに関する法規規定に合致しなければならない。「労働契約法」第41条の経済的リストラの法的手続及び優先的に留保しなければならない従業員、第42条のリストラを実施することができない従業員、第46条、47条のリストラにおける経済補償金の支払い等が具体的規定として挙げられる。この点については、当職が寄稿した2016年12月号の「中国における人員削減に関する法的留意点³⁾」において具体的な解説と判例分析をご参照頂きたい。

9. 新型コロナウイルス肺炎蔓延期間、政府は企業へ特別な支援政策を実施しているか。

企業が早く正常な経営へ戻れるよう、企業の負担を減らすため、国家と各省、市政府は社会保険金支払いの減免、納付延期、雇用安定手当等政策を発表し、企業がこの困難を乗り越えられるよう協力している。

国家人力資源社会保障部、財政部、国家税務総局が発布した「企業社会保険費の段階的減免についての通知」(人社部発[2020]11号)と「企業社会保険費の段階的減免に関する問題についての实施意见」(人社庁発[2020]18号)では、各省、市政府に対して新型コロナウイルス蔓延期間の影響状況、資金能力に基づき、中小、零細企業の年金保険、失業保険、労災保険の企業負担部分を免除し、免除期

間は5ヵ月を超えないとされている。大企業については半額の減額とし、減額期間は3ヵ月を超えないとされている。

上述規定について、上海市の具体的な政策では、中小零細企業に対しては2020年2月～6月の年金保険、失業保険、労災保険の3項目の企業負担部分を免除し、大企業に対しては2020年2月～4月の上記3項目の企業負担分を免除するとしている。

また広東省は年金保険、失業保険、労災保険は上海市と同様の政策を採っている以外に、広東省の個別地区では従業員の医療保険の企業負担部分についても半額減額するとしている。

このほかに、一部地方政府は条件に符合する企業に対して雇用安定手当、研修手当等各種手当を提供したり、税金の納付延長等その他支援政策を行っている。各地方における具体的な政策が異なり、また状況により変化するため、企業所在地の所轄官庁へ確認することをお勧めする。

総合すると、今回の新型コロナウイルスは中国经济と中国企業に影響を与えるだけでなく、世界经济及び全世界の企業に不可避で重大な影響を与えている。このような特殊な状況において、外商投资企业は労務管理上の問題を重視しなければならず、大規模な労務紛争や集団紛争を防止し、企業へ不必要な経済損失及び企業ブランドに対してマイナスのイメージを与えることを防止しなければならない。

現在全世界における感染状況及び経済状況は比較的厳しいものとなっていることから、次号では中国会社法における企業清算解散及び破産清算について紹介する。

³ 該当資料が必要な方は東海日中貿易センターまでお知らせください。

<執筆者プロフィール>

上海市華鑫法律事務所

弁護士 高秀智

華東政法大學法律學院(民商法)卒業後、慶應義塾大學大学院法學研究科博士前期課程を修め、2012年4月に上海市華鑫律師事務所に入所、対中取引、日系在華企業の企業法務を担当。



弁護士 高華鑫

上海市高級人民法院、上海市司法局での勤務を経て、1984年6月から日本的大江橋法律事務所にて勤務、外国法事務弁護士として大阪弁護士会に登録、1998年5月に上海華鑫律師事務所を開設し、対中投資、取引、仲裁、裁判事件の最前線で活躍。2016年6月に(一社)東海日中貿易センター中国法律顧問に就任。



2019年度 個人所得税確定申告の概要

日本国税理士 キャストコンサルティング(株) 代表取締役副社長
キャストコンサルティング(上海) 董事長 永野 弘子

1. 2019年度個人所得税改正要点

中国の個人所得税法は2019年度に大改正が行われました。

今回の個人所得税改正の主要改正点のひとつは総合課税の導入です。これまで、中国の個人所得税は、所得の種類ごとに課税方法及び適用税率を定める分類所得税方式(いわゆる、分離課税方式)を採用していましたが、2019年度の改正により、一部の所得について総合所得課税方式(いわゆる、総合課税方式)を導入しました。

中国の所得は、(1)賃金・給与所得、(2)役務報酬所得、(3)稿料所得、(4)ライセンスに係る権利の使用料所得、(5)経営所得、(6)利息、配当及び特別配当所得、(7)財産賃貸所得、(8)財産譲渡所得、(9)偶発所得に分類されています。

そのうち、総合所得課税の対象となった所得は、(1)賃金・給与所得、(2)役務報酬所得、(3)稿料所得、(4)ライセンスに係る権利の使用料所得の4種類の所得であり、これら以外の所得については所得毎の分離課税となります。

また、もう一つの主要改正点は、総合課税所得から控除できる各種控除が新設されたことです。これまでは賃金給与所得から控除できるのは基礎控除及び社会保険料のみでしたが、2019年度以降は子女教育費、継続教育費、大病医療費、住宅借入利息、住宅賃料、老人扶養にかかる付加控除が新設されています。

2. 駐在員の給与にかかる個人所得税申告

日本から中国に出向されている駐在員が支給を受ける給与は、総合所得に組み入れられた「賃金・給与所得」に区分されますが、まずは「賃金・給与所得」の個人所得税申告概要について説明します。

(1) 月次申告

給与に係る個人所得税源泉徴収は、賃金所得が総合課税に組み入れられたといえども、これまでどおり月次で源泉徴収納税することには変わりはありませんが、個人所得税計算方法がこれまでの単月計算納税完結方式から累計計算方式「累計事前控除法」に変更されています。

簡単に税額計算方法を説明しますと下記のとおりです。

(単位：人民元)

	賃金	控除 合計額	申告 所得額	控除 合計額	課税 所得	納税額
1月	15,000	8,000	15,000	8,000	7,000	210
2月	15,000	8,000	30,000	16,000	14,000	420-210=210
3月	15,000	8,000	45,000	24,000	21,000	630-420=210
4月	15,000	8,000	60,000	32,000	28,000	840-630=210
5月	15,000	8,000	75,000	40,000	35,000	1050-840=210

毎月の収入と控除額を積算して税額を計算し、その税額からすでに前月までに納付した税額を控除した残額を当月に納付するという方法になります。

この累計事前控除方法は12月の申告で年間所得に基づく申告が完了することになります。日本の場合は給与所得者については会社が年末調整を行います。中国の「累計事前控除法」は年末調整という作業をせずとも12月の申告で年間賃金所得の申告が完了する計算方法です。なお、月次申告で「累計事前控除法」を適用して計算できるのは、個人所得税法が定義する「居住者」のみとなります。

外国籍人員の居住者要件は、個人所得税法で「中国の境内に住所を有し、又は住所を有さずして、1納税年度内において中国の境内に居住し累計して183日を経過した個人は、これを居住者個人とする。居住者個人が中国の境内及び境外から取得した所得

については、この法律の規定により個人所得税を納付する。中国の境内に住所を有さず、かつ、居住せず、又は住所を有さずして、1納税年度内において中国の境内に居住し累計して183日に満たない個人は、これを非居住者個人とする。(略)」と規定しており、暦年で183日超、中国国内に居住することが要件となります。

そのため、2019年初めの新システムでの申告開始時には、上海市と広州市等では「外国籍従業員については、中国滞在日数が183日を超えるまでは非居住者として申告を行い、暦年で中国滞在日数が183日を超えた場合には非住者として申告していた期間の税額について、確定申告で居住者として再計算して精算するように」という指導が入りました。但し、183日を超えなくても1月から居住者として申告してもよいという地域もあったようです。

「非居住者」としての申告は、上述したような「累計事前控除法」ではなく、「単月計算納税完結方式」になり、月次での税率は「居住者」よりも高く設定されています。

ところで、日本の駐在員のほとんどは、現地法人の給与以外に日本本社から留守宅手当が支給されていますが、この留守宅手当も原則、中国での課税対象(租税条約の短期滞在者免税規定が適用される場合には免税となりますが、ここでは課税対象となると想定して説明します。)となりますので、現地法人の給与と合算のうえ個人所得税を計算することになります。

この「留守宅手当」の申告は、現地法人が現地支給給与を源泉徴収納税する場合の駐在員個人の申告ステータスを「居住者」としているか、又は「非居住者」としているかで合算申告の取り扱いが異なってきます。

現地法人での源泉徴収時の申告ステータス	現地法人での月次合算申告	現地法人以外の代理事務所による月次での追納申告	現地法人以外の代理事務所による年間確定申告での追納申告
居住者	○	×	○
非居住者	○	○(非居住者として)	○(居住者として)

現地法人が留守宅手当も現地給与と一緒に合算して源泉徴収納付している場合には「居住者」であろうが「非居住者」であろうが合算申告できますが、留守宅手当を現地法人の従業員には知られたくないということで、申告代行事務所等に委託して追

納申告されている場合、現地法人が駐在員のステータスを「居住者」として源泉徴収納税している場合には、現在の税務システム上、申告代行事務所が月次で留守宅手当部分を追納しようとしても申告することはできません。但し、年度確定申告のときに留守宅手当1年分をまとめて「居住者として追納申告」することは可能です。なお、年度確定申告において一括で追納申告する場合の問題点は、個人所得税法第13条に「納税者は、課税所得を取得したが源泉控除義務者を有しない場合には、所得を取得した翌月の15日以内に税務機関に対し納税申告表を報告送付し、かつ、税金を納付しなければならない。(略)」と規定されていることから、確定申告で留守宅手当を一括で追納申告するということは、給与を収受した翌月の15日以内に申告していないことになるため、延滞税の発生リスクがあることですが、2019年度の確定申告においては留守宅手当を一括で申告した場合にも、延滞税等の要求はありませんでした。但し、今後、運用が変更になる可能性もありますのでご留意ください。

(2)確定申告

個人所得税法において確定申告時期については、「所得を取得した翌年の3月1日から6月30日以内に確定申告をしなければならない」と規定されています。但し、2019年度の確定申告については新型コロナウイルス流行の影響により、申告開始時期が4月以降にずれ込んだ地域がほとんどでした。

確定申告書式については、2019年12月31日に発布された《一部の個人所得税申告表を改正することに関する国家税務総局の公告》(国家税務総局公告2019年第46号)において、下記のとおり公表されています。

- ・個人所得税年度自主納税申告表(A表)
- ・個人所得税年度自主納税申告表(B表)及び境外所得個人所得税控除明細表
- ・個人所得税経営所得納税申告表(A表)
- ・個人所得税税減免事項報告表
- ・代理控除・代理納付手数料申請表

上記のうち、外国籍人員が通常、使用するのは「個人所得税年度自主納税申告表(A表)」ということ

になります^[1]。

なお、2019年1月1日から2020年12月31日まで居住者個人が取得する総合所得について、「年度総合所得収入が12万円を超えず、かつ、確定申告により税を追納する必要がある場合又は年度の確定申告による税追納金額が400円を超えない場合には、居住者個人については、個人所得税総合所得の確定申告を免除することができる。」と規定されています。(財政部/税務総局公告2019年94号)

ところで、中国の確定申告はスマートフォンの専用アプリから申告することも可能となっています。

3. 確定申告時で還付が発生する場合の注意点

確定申告で税金の還付が発生する場合、還付される税金は納税者である個人が中国国内にもつ銀行口座へ直接送金されることになっていますので、還付申告を行う場合には、個人の銀行カードのコピーを提出することになりますが、銀行口座の口座番号以外に銀行口座の個人登録名と税務申告上の個人登録名が一致しないと申告が成功しない、即ち還付されないことになります。

具体的に説明しますと、外国人が個人で銀行口座を開設する場合には、パスポートを身分証明書類として口座を開設しますが、銀行によって口座の個人登録名のつけ方が異なります。具体的に言うと、「YAMADA┘TARO」「YAMADATORO（姓名の間にスペースなし）」「TARO┘YAMADA」と様々です。

一方、外国人が個人所得税の申告を開始するにあたっては、パスポートを身分証明書として氏名、パスポート番号を登録し、以降の個人所得税申告では、登録時の氏名で申告を行いますが、その個人名登録については明確なルールはないようで「YAMADA┘TARO」、「TARO┘YAMADA」「YAMADATARO（姓名の間にスペースなし）」等、いずれでも登録ができていますが、銀行口座の口座番号の個人登録名と税務申告上の個人登録名を意識して一致させているケースはほぼないため、不一致ということはある得ます。なお、個人登録名の一致性については姓名間のスペースの有無も関係するようです。

中国は個人情報の一致性の確認をすべてシステム

上で確認処理するため(日本の10万円給付金のオンライン申請をプリントアウトして人海戦術で確認するのはとは違って…)、少しの違いでもシステムから弾かれてしまいます。

では、2019年度の確定申告において、銀行口座の個人登録名と税務申告上の個人登録名不一致という状況であった場合には還付をあきらめないといけなののでしょうか。それとも何らかの解決方法はあるのでしょうか。

結論から言うと、解決方法はあります。その方法とは①還付先銀行口座を税務システム上の登録名と一致している銀行に変更する(又は新設する)。②銀行口座の登録名を変更する。③税務システム上の登録名を変更する。のいずれかです。①の対応が取ればベストですが、そのような口座を持っていない場合には、②か③で対応することになります。ただ、②の銀行の登録名を変更するのは難易度が高いため(銀行によって取り扱いは異なりますが)、③の税務システム上の登録名を変更するほうが現実的だと思われます。

税務システム上の個人登録情報を変更するためには、パスポート原本持参が必要(原本提出が免除されるケースもある)となり、そのほかにも必要書類の提出を要求されますので、管轄税務局に提出資料の確認が必要です。

以上のことから、今後、新しく中国に赴任する駐在員については、確定申告で還付が発生する可能性もあることを想定して、銀行口座登録名と個人所得税申告登録名は一致させておくべきだと思われます。

ところで、日本人の場合、パスポートが新しくなるとパスポート番号も新しい番号となります。中国では外国人にかかるほぼすべての個人情報登録がパスポート番号と紐づくため、生活上、不便が生じる銀行口座に登録されたパスポート番号は変更手続きを行います。個人所得税申告システム上で登録してあるパスポート番号の変更手続きは行われていないことが多いです。というのも個人所得税申告については、本人ではなく、現地法人財務又は人事担当が行っていること、かつ、本人はその手続きの必要性について全く認識していないためです。このように登録されたパスポート番号が銀行と税務システムで異なる場合にも還付できない可能性がありますので注意が必要です。

個人所得稅年度自主納稅申告表(A表)

(境内の総合所得のみを取得した場合の年度集計計算に適用する。)

税金の所属期間： 年 月 日から 年 月 日まで

納税者の氏名：

金額単位：人民元(角・分まで記入)

基本状況					
携帯電話番号		電子メール		郵便番号	
連絡住所	省(区、市) _____ 市 _____ 区(県) _____ 街道(郷、鎮) _____				
納税場所(単一選択)					
1. 職務就任・雇用単位がある場合には、本項目を選択し、かつ、「職務就任・雇用単位の情報」を記入する必要がある。			☐ 職務就任・雇用単位の所在地		
職務就任・雇用単位の情報	名称				
	納税者識別番号	□□□□□□□□□□□□□□□□			
2. 職務就任・雇用単位がない場合には、この欄から場所を選択することができる。			☐ 戸籍所在地	☐ 常居所地	
戸籍所在地/常居所地		省(区、市) _____ 市 _____ 区(県) _____ 街道(郷、鎮) _____			
申告類型(単一選択)					
☐ 初回申告		☐ 訂正申告			
総合所得の個人所得税の計算					
項 目				行数	金額
一、収入合計(第1行=第2行+第3行+第4行+第5行)				1	
(一)賃金・給与				2	
(二)役務報酬				3	
(三)稿料				4	
(四)ライセンスにかかる権利の使用料				5	
二、費用合計[第6行=(第3行+第4行+第5行)×20%]				6	
三、免税収入合計(第7行=第8行+第9行)				7	
(一)稿料所得の免税部分[第8行=第4行×(1-20%)×30%]				8	
(二)その他の免税収入(「個人所得税税減免事項報告表」を添付して報告する。)				9	
四、控除費用				10	
五、専門項目控除合計(第11行=第12行+第13行+第14行+第15行)				11	
(一)基本養老保険料				12	
(二)基本医療保険料				13	
(三)失業保険料				14	
(四)住宅積立金				15	
六、専門項目附加控除合計(「個人所得税専門項目附加控除情報表」を添付して報告する。)(第16行=第17行+第18行+第19行+第20行+第21行+第22行)				16	
(一)子の教育				17	
(二)継続教育				18	
(三)大病医療				19	
(四)住宅借入金利息				20	
(五)住宅賃料				21	
(六)老人扶養				22	
七、その他の控除合計(第23行=第24行+第25行+第26行+第27行+第28行)				23	
(一)年金				24	
(二)商業健康保険(「商業健康保険税引前控除状況明細表」を添付して報告する。)				25	
(三)租税繰延養老保険(「個人租税繰延型商業養老保険税引前控除状況明細表」を添付して報告する。)				26	
(四)控除が許可される税・費用				27	
(五)その他				28	
八、控除が許可される寄贈額(「個人所得税公益慈善事業寄贈控除明細表」を添付して報告する。)				29	
九、課税所得額(第30行=第1行-第6行-第7行-第10行-第11行-第16行-第23行-第29行)				30	

十、税率(%)	31	
十一、速算控除数	32	
十二、要納税額(第33行=第30行×第31行-第32行)	33	
年間1回性の賞与にかかる個人所得税の計算 (非居住者個人であると事前に判定された住所を有しない居住者個人が取得した数か月の賞与について、年間1回性の賞与として税計算することを選択する場合には、この部分に記入する。)		
一、年間1回性の賞与収入	34	
二、控除が許可される寄贈額(「個人所得税公益慈善事業寄贈控除明細表」を添付して報告する。)	35	
三、税率(%)	36	
四、速算控除数	37	
五、要納税額[第38行=(第34行-第35行)×第36行-第37行]	38	
税額調整		
一、総合所得収入調整額(「備考」欄において調整の具体的な原因、計算方式等を説明する必要がある。)	39	
二、要納税額の調整額	40	
追納/還付すべき個人所得税の計算		
一、要納税額合計(第41行=第33行+第38行+第40行)	41	
二、減免税額(「個人所得税税減免事項報告表」を添付して報告する。)	42	
三、納付済税額	43	
四、追納/還付すべき税額(第44行=第41行-第42行-第43行)	44	
住所を有しない個人が添付して報告する情報		
納税年度内の中国の境内における居住日数		既に中国の境内において居住した年数
税還付申請 (追納/還付すべき税額が0を下回る場合には、この部分に記入する。)		
☐ 税還付申請(「口座開設銀行の名称」、「口座開設銀行の省」及び「銀行口座番号」を記入する必要がある。) ☐ 税還付放棄		
口座開設銀行の名称		口座開設銀行の省
銀行口座番号		
備 考		
次のとおり謹んで声明する：本表は、国の租税にかかる法律法規及び関連規定に基づき記入報告したものであり、私は、記入報告した内容(付帯資料)の真実性、信頼性及び完全性に対し責任を負います。		
納税者の署名： 年 月 日		
取扱者の署名： 取扱者の身分証書の類型： 取扱者の身分証書番号： 代理機構の署名押印： 代理機構の統一社会信用コード：	受理者： 受理税務機関(印)： 受理日： 年 月 日	

国家税務総局監督作成



<執筆者プロフィール>

日本国税理士 キャストコンサルティング(株) 代表取締役副社長

キャストコンサルティング(上海) 董事長 永野 弘子

キャストコンサルティングには会社設立時より参画。2005年にキャストコンサルティング(上海)広州支店の立ち上げに入り2年間滞在。その後2007年より現在まで上海勤務。日本企業向け中国投資コンサル、税務会計案件対応、MA案件にかかる財務DD調査、会社清算等、多数の中国関連案件に関与。中国税務セミナーにも定期的に出講。

揚州デスクNEWS

この度、東海日中揚州デスクを担当することとなりました「揚州市経済技術開発区」招商局の杜君と申します。今後毎月皆様に江蘇省揚州市に関する情報、「揚州デスクNEWS」をお届けさせていただきますので宜しくお願い申し上げます。

<江蘇省揚州市の概況>

揚州市は、長江中下流の北部、江蘇省中部にあり、東は上海(270キロ)、西は南京(70キロ)に近く、市内には京杭大運河が流れています。揚州市の面積は6,638km²、人口は460万人で、うち市区の面積は2,310km²、人口は230万人を占めています。



<揚州経済技術開発区の概況>

当区は1992年に設立された国家級の経済技術開発区です。揚州市南部に位置し、東は京杭大運河に沿い、南は国家一類の開放港湾「揚州港」を臨み、西は潤揚長江大橋(揚州—鎮江)に連結し、北は市内に接し、高速道路は京滬高速(北京—上海)、滬寧高速(上海—南京)、寧通高速(南京—南通)等に繋がっています。また高速鉄道の利用により、上海虹橋駅まで1時間で到達することができるようになりました。

当区の開発面積は133km²で、インフラ設備は「九通一平」(道路、雨水処理、上水道、電気、通信、蒸気、汚水処理パイプ、天然ガス、工業ガスの完備と整地)が整っています。地場産業には、太陽光発電、LED、スマートグリッド、機械製造、特殊車両、自動車部品などがあります。

主な誘致産業は、①自動車部品及び材料、②各種

機械・装置及び部品、③介護及び福祉用品、④生活消費財、⑤新素材、⑥現代サービス業などがあります。

日本企業には、ユニ・チャーム、JFEコンテナ、日新イオン機器、ポーライトなど10社余りが進出されています。これら日本企業の皆様をサポートするべく、当区では日本語ができるスタッフを6名体制(うち、4名が日本での留学・就業経験有)でトータルサポートさせていただいております。

次号では、当区における投資コストの紹介をさせていただきます。

揚州経済技術開発区で重大産業プロジェクトの集中調印式典が開催

4月17日、揚州経済技術開発区にて、重大産業プロジェクト集中調印式典が開催された。



重大産業プロジェクト集中調印式典

揚州市が毎年開催する「煙花三月」国際経済貿易観光フェスティバル(ハーフマラソンや囲碁の大会、学術フォーラムなど、各種イベントが開催される)の期間中に合わせた形で、重大産業プロジェクトへの誘致活動が幅広く展開された。

開催期間中、累計35のプロジェクトが調印され、うち、重大産業プロジェクトにおける調印は29に及び、総投資額は308.3億元にのぼった。プロジェクトには、自動車部品、太陽光発電、文化旅行サービス業などの分野が含まれた。

レポーター



東海日中揚州デスク
代表 杜 君
(揚州市経済技術開発区 招商局
日本プロジェクト担当)

コロナ禍の逆風の中、沸き起こる企業イノベーション

滄州市黄驊市に拠点を置く特装車メーカー河北宏泰専用汽車有限公司からの情報によると、同社の操業再開率は4月末までに100%に達し、1-4月の累計生産額は3.5億元(前年比26.35%増)、生産台数は3,450台(同30.19%増)、営業利益は924万元(同68.30%増)であり、新型コロナウイルス感染拡大による操業停止等の影響を受けつつも大幅な増加となった。

同社は主にタンクセミトレーラ、バラセメントセミトレーラ、コンクリートミキサー車等の120余りの車種を生産しており、全国30省(市、自治区)及びアジアとアフリカの一部の国と地域に販路があり、年間生産能力は1万台にのぼる。



河北宏泰専用汽車有限公司

同社にとって新型コロナウイルスの感染拡大防止対策は試練となっただけでなく、現在の状況下でイノベーションをどのように促進させるかという構想にも繋がった。同社の責任者は、「積極的に感染防止用品を準備し、従業員の福利と安全を第一に考えた。」と述べ、各種の感染防止策を実施すると同時に、顧客からの注文については需要に基づき、科学的・合理的にピークシフトによる生産方式を導入し、出勤する従業員数を調整する等、各種の措置を採用することで受注分の納品を保証し、生産能力を増強した上で対応した。

同社はその他にも工場自動化のためのアップグレードプロジェクトを実施しており、4,600万元を投資し、多くの生産ラインを改善する計画である。改善後はカーボンスチールタンクローリー生産ラインの年産能力4,500台、生産額約4.5億元、バラ積みタンクローリー生産ラインの年産能力3,000台、生産額3.6億元、アルミ合金タンクローリー生産ラインの年

産能力7,200台、生産額11.52億元となる見込み。

同社は自らが積極的に業界を牽引し、且つ自動車製造の産業構造調整とモデルチェンジ・アップグレードを促進し、同業界でのアドバンテージを際立たせたいとしている。同社関連部署の責任者は「黄驊市の完成車・自動車部品業界の全体的な競争力を向上させるため、当社は積極的に自動車産業園のプロジェクトを推進している。」と述べ、同社南側に建設予定の自動車工業園では、周辺の完成車及び自動車部品メーカーの入居を誘致し、科学研究所と広範な協力体制を築くことで、自動車や自動車部品、カーリース、物流運輸、展示会・貿易等を含む自動車産業チェーンの発展を促進していく。

滄州市2020年第一四半期外資導入額2.45億ドルに

2020年第一四半期、滄州市の実行額ベースの外資導入額は2.45億元で、前年同期比4.6%増であった。増加率は河北省内4位で、省平均増加率より6.8ポイント高かった。

今年に入り、同市内では計12の県(市、区)向けに外資導入があり、産業別では、一次産業が446万ドル、二次産業が2億3,078万ドル(製造業1億6,511万ドル、電力・ガス・水の製造・供給業6,567万ドル)、三次産業1,018万ドルであった。外資の出所は、イギリス領バージン諸島からの投資が最大であり、外資導入額は1億1,121万ドル(構成比45.3%)と急速な成長が続いており、次いで香港の9社が6,487万ドル(構成比26.43%)であった。

同市商務局の責任者は、「今後も引き続き、新たな外資プロジェクト導入に関する潜在力を発掘すると同時に、現在接触段階にある外資プロジェクトの推進を加速させる。」と述べた。同市は、バイオメディカル、レーザー加工によるスマート製造、カルチャーツーリズム(文化資源を対象とした観光)、現代物流といった分野への外資誘致も行っており、同市の産業全体のアップグレードを進めている。

レポーター



東海中滄州デスク
代表 李平
(滄州市対日招商中心
副主任)

西安デスクNEWS

西安オリンピック・センタースタジアムが竣工

5月30日、西安オリンピック・センタースタジアムが竣工した。中国国内で4年に1度開催される全国運動会（日本の国民体育大会に相当）の第14回大会が2021年陝西省（西安）にて開催予定で、同スタジアムは大会の閉幕式会場となる他、体操競技をはじめ16項目の競技会場となる予定で、大会のメイン会場を担う。大会では計53の競技場・施設を使用する予定となっているが、同スタジアムが全体で一番早く竣工を迎えた。



西安オリンピック・センタースタジアム
スタジアムの総建築面積は52.56万㎡で、総投資額は79億元にのぼり、1つの競技場・2つの体育館から構成されている。競技場には6万席、体育館は1.8万席、水泳競技（飛込競技）会場は4,000席を備え

た。体育館の建築面積は10.8万㎡で地上5階からなり、総投資額は14.39億元にのぼる。

た。体育館の建築面積は10.8万㎡で地上5階からなり、総投資額は14.39億元にのぼる。

スタジアムは2017年10月9日の着工以来、国際港務区、華潤集団及びゼネコン43社が協力し、国際スポーツイベントが開催できる基準を満たしたハイクオリティな建設が進められ、着工から竣工まで964日で行うという大型競技場の建設では過去にないスピード記録を打ち出した。

またスタジアムには5G技術が随所で採用されており、国内にあるスタジアムの中でも、最先端の技術が多彩に取り込まれた仕様となっている。大会終了後も、アイスホッケー、バドミントン等、国際競技会場として使用される予定。

レポーター



東海日中西安デスク
代表 賈育林
(西安国際港務区
投資合作促進局 局長助理)

青島デスクNEWS

青島日本国際ビジネスハブがオープン

先月号で紹介した青島国際経済合作区内に建設された青島市と日本のビジネス交流促進を目的とした施設「青島日本国際ビジネスハブ(写真)」が5月19日にオープンした。日本企業が中国市場に進出する際の足がかりとして同館の利用が期待される。

今回のビジネスハブ・プロジェクトは「ハブ」と「パーク」の要素が含まれるという。「ハブ」は青島日本国際ビジネスハブのプラットフォームを指し、実体ハブとオンラインハブからなる。総面積約3,000㎡の実体ハブは二つの建物からなり、展示取引や協力交流、事務・ビジネスなどのエリアを設け、中国市場進出に興味がある日本企業や業界団体等に展示やプロモーション、投資家説明会、商談の場として提供する。オンラインハブは、公式サ



イトとデジタルプラットフォームからなる。情報共有のビッグデータバンクを構築し、生命、健康、省エネ、環境保護などをテーマにした商品展示会を定期的に実施する。

「パーク」は敷地面積10.6平方キロの「中日(青島)地方発展協力モデル区」を指す。生産・製造、科学研究・事務、商業・ビジネス、生活・居住、インフラの五大エリアを建設し、材料科学やエネルギー技術、バイオ工学、情報通信の四大基幹産業を集積する。日本ならではの低炭素と環境に配慮した産業と都市が融合する現代的産業パークを目指す。

モデル区のインフラ整備は2025年に完成予定で、完成後のパークには200社以上が進出し、工業総生産額は350億元を超え、就業・起業人口は3万5千人に達すると見込んでいる。

レポーター



東海日中青島デスク
代表 宋曉華
(青島市商務局主席記者)

〈中国短信〉

◆5月製造業PMI、節目50超えも回復遅く

景気先行指数PMI（購買担当者指数）の5月分が政府（国家統計局）と民間（財新）で発表された。指数は、「50」を判断の分かれ目として景気の拡大・減退を示している。

新型コロナウイルスの影響で減退した第1四半期からの回復が待たれる中、統計局発表では4月の50.8から0.2ポイント減の50.6とやや下落し、3月以降では3ヵ月連続で節目の50を上回ったものの、回復ペースが緩慢であることを示す結果となった。

生産関連の指数は前月53.7から0.5ポイント減の53.2となったものの、節目の50をキープし、継続的な改善を示した。従業員の雇用指数は前月50.2から0.8ポイント減の49.4に、在庫指数は前月48.2から0.9ポイント減の47.3と悪化した。一方、新規受注指数は前月50.2から0.7ポイント増の50.9と改善し、内需が上向く可能性を示した。一方、財新発表では前月より1.3ポイント増の50.7と見解が分かれた。

◆福建省のGDP、台湾を上回る

福建省の域内総生産（GDP）が2019年、初めて台湾を上回った。2019年地域別GDPトップ10

2019年ベースで、台湾のGDPは前年比2.7%増の4.22兆元だったのに対して、福建省は同7.6%増の4.23兆元となり、福建省の経済規模が初めて台湾を上回った。

福建省は、地理的に海峡を挟んで台湾と接しており、兩岸（中国と台湾）融合発展に

	地 域	GDP 総額 (兆元)
1	広 東	10.76
2	江 蘇	9.96
3	山 東	7.1
4	浙 江	6.23
5	河 南	5.42
6	四 川	4.66
7	湖 北	4.58
8	福 建	4.23
9	台 湾	4.22
10	湖 南	3.97

情報元：国家統計局

における重要エリアと位置付けられている。近年では2015年4月に中国（福建）自由貿易試験区の運営が始まり、台湾企業にとって多くの優遇措置を提供し、福建省への進出が進んでいた。

◆深圳 中国初の個人破産条例導入へ

深圳市は6月2日、日本の自己破産制度に相当する深圳経済特区個人破産条例のパブリックコメントを発表した。条例により起業家に対し債務の責任範囲を明確化することで、事業が破綻した際に今まで困難とされていた起業家の再起が可能となる。

統計によると、2020年1月末現在、深圳の商業登記件数は329.8万件とされ、うち個人事業主が123.6万と全体の37.5%を占めているが、約4割の個人事業主にも条例が適用されることになる。

深圳市政府は条例の導入によって起業意欲を駆り立て、民間主導によるイノベーションの推進を狙う意図がある。

中国は2006年に現行の企業破産法が成立した際、同時に議論されていた個人破産制度については個人の債務逃れによる悪用を懸念して見送られた経緯がある。近年は企業破産法を穴埋めする重要なプロセスとして、条例の制定を求める声が再燃しており、深圳市が先鞭をつける可能性が高まった。

◆中国AEO、信用等級別で検査率の差別化顕著

中国税関総署は6月2日、中国のAEO制度による企業信用等級別の平均検査率を発表した。

AEO制度は、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関が承認・認定し、税関手続きの緩和・簡素化策を提供する制度。2019年、上級認定企業に対する輸出入平均検査率は0.57%と極めて低かった。一方、信用失墜企業の検査率は84.76%と頻度が極めて高く、等級別で税関対応に雲泥の差があることを示した。

◆4月の訪日外客数99.9%減

日本政府観光局（JNTO）は5月20日、4月の訪日外客数が前年比99.9%減の2,900人だったと発表した。減少幅は3月の93.0%から更に拡大し、過去最大となった。

中国人訪日客数は2019年4月の72万6,132人から2020年4月はわずか200人まで激減し、前年同月比伸び率はほぼ100%減となった。

コロナウイルス感染拡大による入国規制などにより、インバウンドが機能停止状態に追い込まれた。政府が掲げていた2020年のスローガン「訪日外客数4,000万人」の達成も仕切り直しとなる。

中国経済データ

＜ご注意＞

伸率は前年同期比を％で表示。減少は▲または－で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易（日本側統計）

単位：億円、％

年 月	輸 出		輸 入		差 引	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	備 考
2013年	126,252	9.7	176,600	17.4	▲50,348	赤字拡大
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大
2020年5月	11,262	▲1.9	15,113	▲2.0	▲3,851	赤字縮小
2020年1-5月	55,317	▲4.4	70,864	▲7.9	▲15,547	赤字縮小

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

5月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構成比
輸出	総額	41,848	100.0
	アメリカ	5,884	14.1
	E U	3,638	8.7
	アジア	27,449	65.6
	うち中国	11,262	26.9
輸入	総額	50,182	100.0
	アメリカ	5,782	11.5
	E U	5,752	11.5
	アジア	27,391	54.6
	うち中国	15,113	30.1

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

5月の主な増減品目

単位：％、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1 非鉄金属	41.4	1.0
	減少	1 有機化合物	▲40.5	▲1.9
		2 自動車	▲20.8	▲1.1
		3 半導体等製造装置	▲10.3	▲0.6
輸入	増加	1 織物用糸・繊維製品	298.0	8.3
	2	電算機類(含周辺機器)	33.6	2.9
	減少	1 衣類・同付属品	▲26.3	▲2.0
		2 自動車の部分品	▲55.8	▲1.0
		3 通信機	▲9.5	▲0.8

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、％

年 月	輸 出			輸 入			差 引	
	金 額	伸 率	全国比	金 額	伸 率	全国比	金 額	備 考
2013年	23,913	16.1	18.9	20,971	7.5	11.9	2,942	黒字拡大
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年5月	2,279	4.1	20.2	1,620	▲16.2	10.7	658	黒字拡大
2020年1-5月	10,851	▲2.7	19.6	7,882	▲16.1	11.1	2,969	黒字拡大

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

5月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

		金 額	構成比
輸出	総額	8,221	100.0
	アメリカ	1,611	19.6
	E U	920	11.2
	アジア	4,347	52.9
	うち中国	2,279	27.7
輸入	総額	5,847	100.0
	アメリカ	705	8.6
	E U	750	9.1
	アジア	3,367	41.0
	うち中国	1,620	19.7

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

5月の主な増減品目

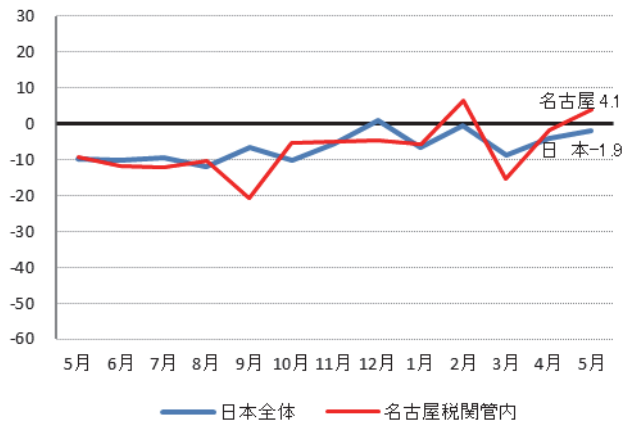
単位：％、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1 重電機器	78.3	1.8
	2	半導体等製造装置	86.7	1.0
	減少	1 自動車の部分品	▲8.5	▲1.7
輸入	増加	1 織物用糸及び繊維製品	168.4	7.1
	減少	1 衣類及び同付属品	▲25.8	▲2.2
	2	自動車の部分品	▲50.2	▲1.5

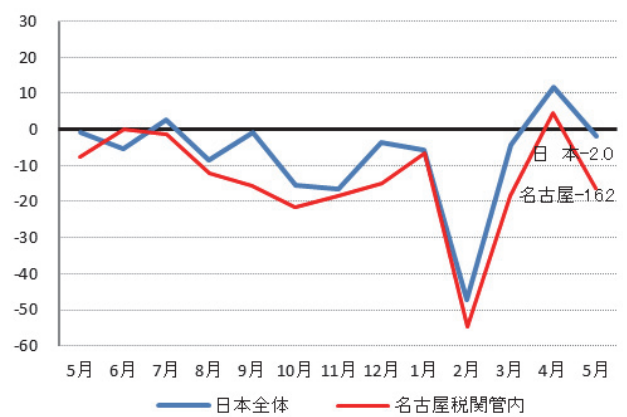
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

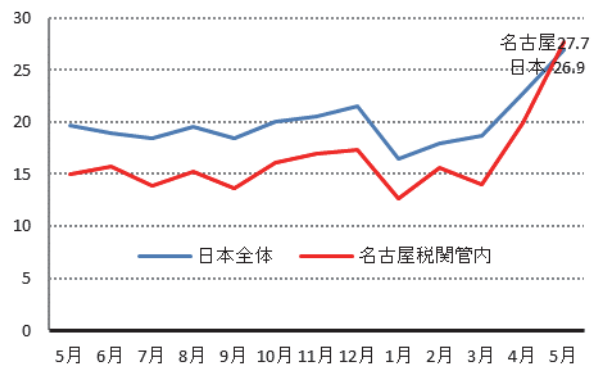
中国への輸出額の月別伸率(%)



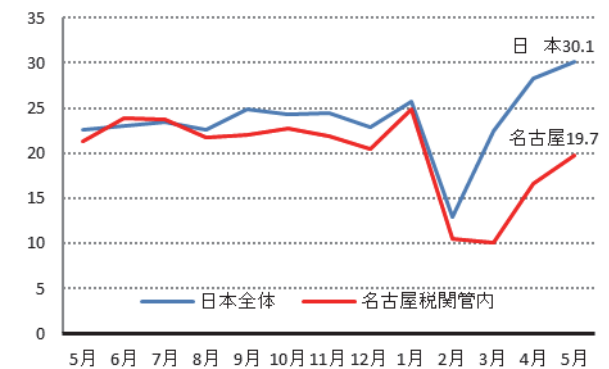
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸 出		輸 入	
	金額	伸率	金額	伸率
2014年	23,427	6.1	19,602	0.4
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年	24,984	0.5	20,769	▲2.8
2020年5月	2,068	▲3.3	1,439	▲16.7
2020年1-5月	8,850	▲7.7	7,636	▲8.2

出所：中国税関総署

中国の外資導入

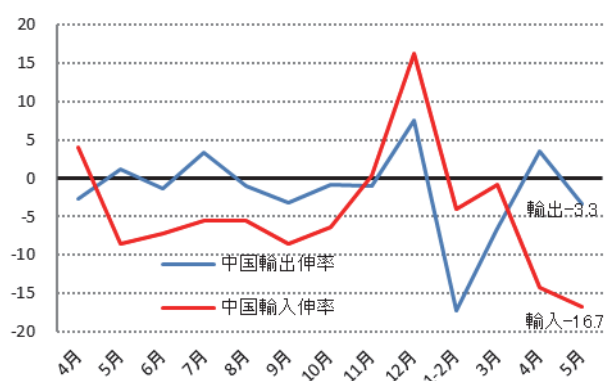
単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

年 月	件 数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2014年	22,773	4.4	1,195.6	1.7
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4
2020年5月	N/A	N/A	98.7	4.2
2020年1-5月	N/A	N/A	512.1	▲6.2

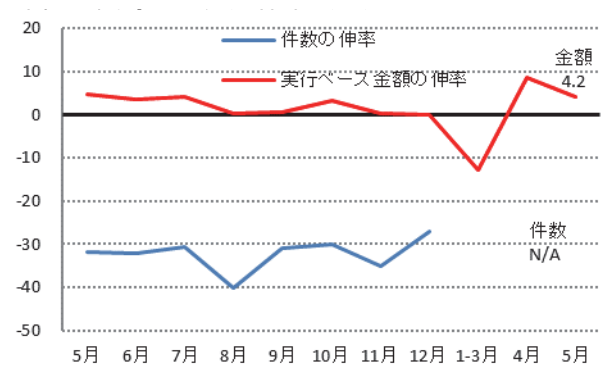
出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。

(一部、商務部のデータを参考に独自算出)

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の月別伸率(%)



中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

	5月	1-5月
消費者物価指数	2.4	4.1
うち都市	2.3	3.8
農村	3.0	5.0
うち食品	10.6	17.2
食品以外	0.4	0.8
うち消費財	3.3	6.0
サービス	1.0	1.0

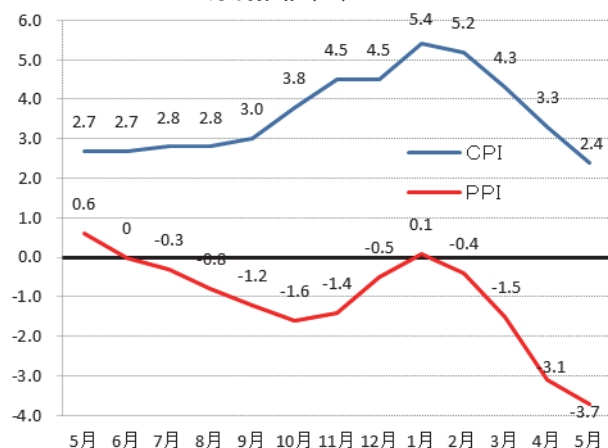
出所：中国国家统计局

工業生産者物価指数PPI (%)

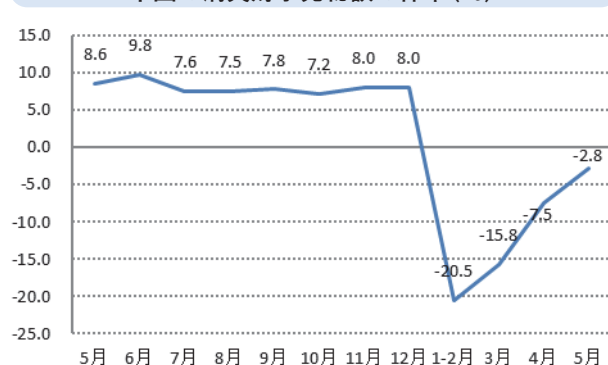
	5月	1-5月
工業生産者物価指数(PPI)	▲3.7	▲1.7
うち生産資材	▲5.1	▲2.7
うち採掘	▲14.8	▲5.0
原材料	▲9.9	▲5.4
加工	▲2.4	▲1.5
生活資材	0.5	1.1
うち食品	2.9	4.3
衣類	▲0.6	▲0.5
一般日用品	▲0.2	0
耐久消費財	▲1.7	▲1.9
工業生産者仕入物価指数	▲5.0	▲2.2
うち燃料、動力類	▲15.5	▲6.4

※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数
出所：中国国家统计局

CPIとPPIの月別推移(%)



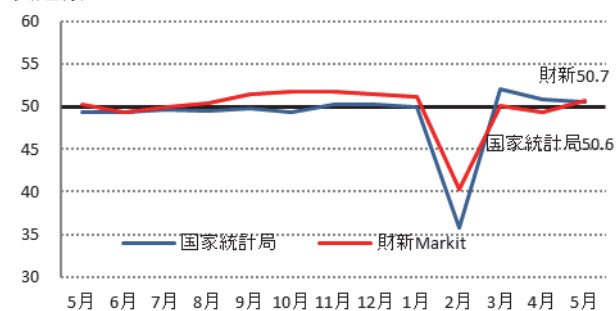
中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家统计局

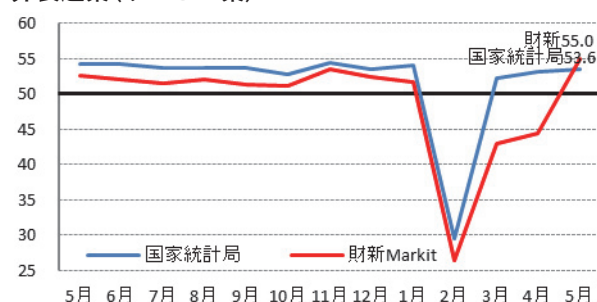
中国の景気先行指数

製造業PMI



※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数
景気後退<50<景気拡大

非製造業(サービス業)PMI

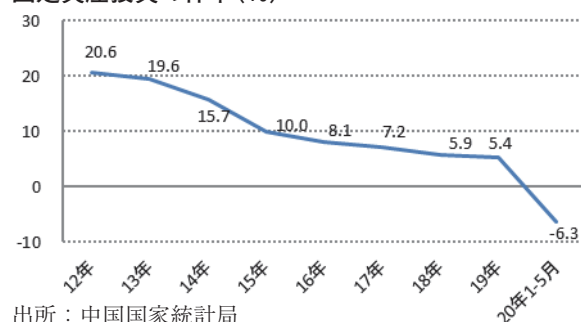


中国の固定資産投資

1-5月分月の固定資産投資

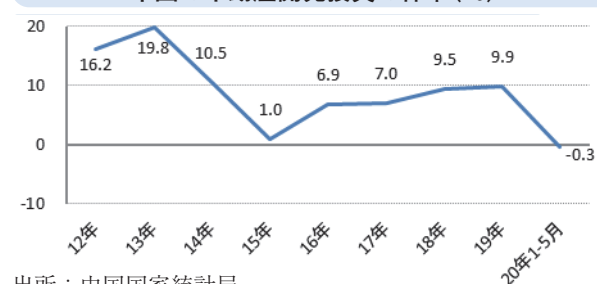
		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		199,194	▲6.3
産業別	第一次	5,634	増減なし
	第二次	60,469	▲11.8
	第三次	133,091	▲3.9
地域別	東 部	N/A	▲4.0
	中 部	N/A	▲15.1
	西 部	N/A	▲0.9
	東 北	N/A	▲2.5

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家统计局

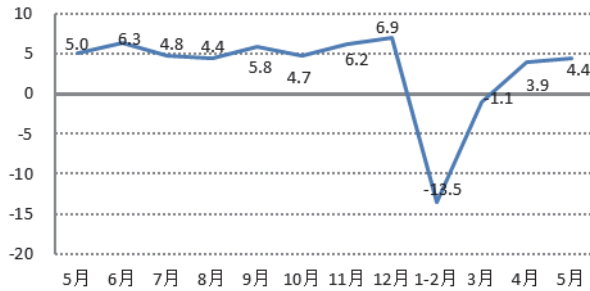
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	5月	1-5月
一定規模以上の工業生産	4.4	▲2.8
内訳 鉱業	1.1	▲1.8
製造業	5.2	▲2.8
電気・ガス・熱・水生産供給業	3.6	▲2.4
内訳 国有企業	2.1	▲3.0
株式制企業	4.8	▲2.2
外資系企業	3.4	▲5.3
私営企業	7.1	▲1.4

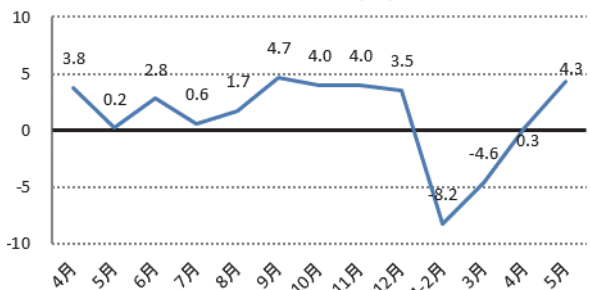
出所：中国国家統計局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



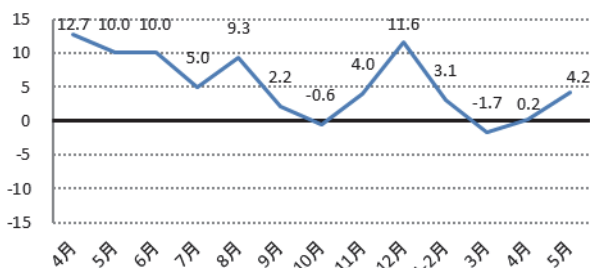
出所：中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



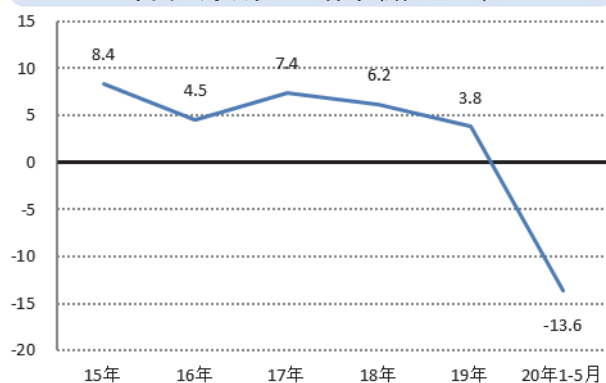
出所：中国国家統計局

粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

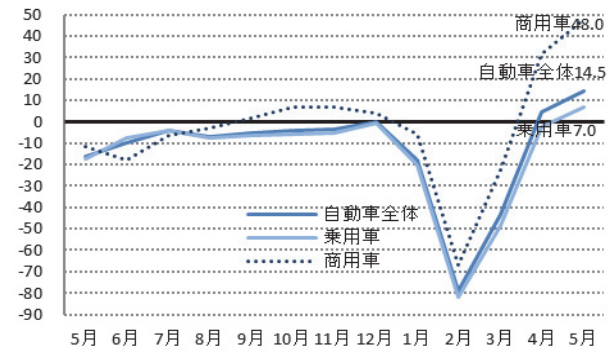
中国の自動車販売台数

台数：万台

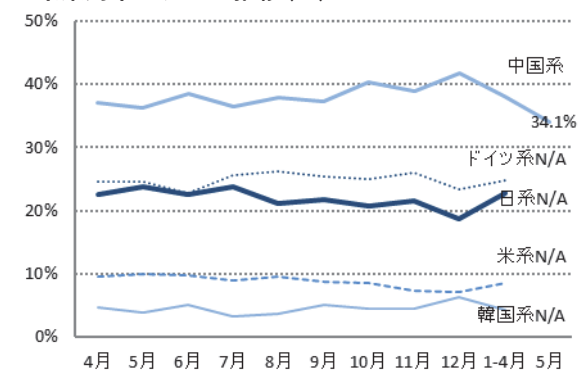
年月	自動車	
	乗用車	商用車
2014年	2,349	379
2015年	2,460	345
2016年	2,803	365
2017年	2,887	416
2018年	2,808	437
2019年	2,576	432
20年5月	219	52
20年1-5月	796	185

出所：中国汽车工業協会 ※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率(%)

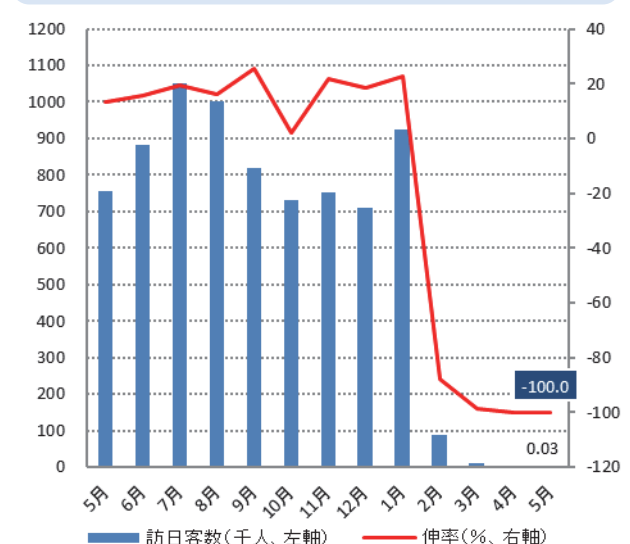


日系乗用車のシェア推移(%)



出所：19年4月～5月、20年1-5月：中国汽车工業協会
19年6月～12月：MarkLines Data Center

中国からの訪日旅行客数



出所：日本政府観光局